

&lt;表8&gt; 障害形態・等級別 現況

区分	計	肢体	精神肢体*	聴覚言語	視覚
計	2,852人	983人	1,630人	187人	52人
1～2級	1,873人	610人	1,073人	138人	52人
3～6級	979人	373人	557人	49人	0人

(出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

\*韓国では日本における「知的障害」と同じ意味として使っている

&lt;表9&gt; 作業場の障害者数

区分	作業場数
計	116(100.0)
1～9人	23(19.8)
10～19人	34(29.3)
20～29人	18(15.5)
30～39人	20(17.2)
40～49人	9(7.8)
50人以上	12(10.4)

(出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

障害者983人、聴覚言語障害者187人、視覚障害者52人となっている。特に1、2級の重度障害者が全体の65.7%を占めている。

ところで、<表9>に表れているように、保護作業場に勤めている障害者は、30人未満の小規模の保護作業場に最も多い。10～19人従事しているところが29.3%で一番多い。以下は、1～9人19.8%、30～39人17.2%、20～29人15.5%、50人以上10.4%、40～49人9%となっている。

作業場の障害者を年齢によって区分すると、25歳以上が61%で、1,744人である。そして、14～24

歳までは37%で1,062人となっている<sup>26)</sup>。

保護作業場は、本来一般雇用ができない障害者のための制度である。したがって、できるだけ多くの就労できない重度障害者が保護作業場で働けるように制度的模索が必要と思われる。しかし、今までの保護作業場には、<表8>にも表れているように3～6級<sup>27)</sup>の軽障害を持っている人が34.5%を占めているほど高い比重を示している。これは、障害者を選択する時、ある程度の作業能力がある人を優先的に選んだからである。対象障害者を選ぶ時、明確な選択基準がなく、各々作業場の判断基準に基づき任意的に選択するなら、保護雇用の本来の意味と異なって、重度障害者が保護作業場から排除されることにつながりかねない。したがって、重度障害者なら、誰でも、どこでも入りやすい作業場になれるように制度的なサポートが必要である。

## 5. 賃金および売上額

保護作業場の障害者の賃金は、「指針」によれば、作業場の利益の範囲内で支給することになっ

&lt;表10&gt; 月平均賃金

(単位：人)

月平均賃金	障害者数
計	1,372(100.0)
10万 won <sup>28)</sup> 未満	590(43.0)
10万～20万 won 未満	180(13.1)
20万～最低賃金(316,400won) 未満	184(13.4)
最低賃金以上～50万 won 未満	216(15.7)
50万 won 以上	202(14.8)

(出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

26) 保健福祉部「職業再活施設運営実態調査」、1997、5頁。

27) 韓国の障害者の障害等級は1～6等級になっている。

28) 韓国の won 貨は、通貨レートは 100won=10円 (1998年5月現在)